

一般社団法人資源・素材学会支部規程

平成 23 年 3 月 31 日 理事会承認

平成 23 年 7 月 1 日 施行

第 1 条 本規程は、一般社団法人資源・素材学会（以下、本会という）定款第 2 条第 2 項及び細則第 2 条に基づき設置される支部の運営に関して定める。

（支部）

第 2 条 各支部に属する地域は、本会細則第 2 条第 3 項に定める通りとする。

（事務局）

第 3 条 各支部に事務局をおく。その所在地、連絡先を変更した場合、すみやかに本会事務局に報告する。

（支部の事業）

第 4 条 各支部は、本会および支部の目的を達成するための事業を行う。

（支部所属会員）

第 5 条 各支部に属する地域内に届出連絡先を有する会員をもって、支部所属会員とする。

（支部所属代議員）

第 6 条 各支部に属する地域内に届出連絡先を有する代議員をもって、支部所属代議員とする。

2 代議員は一般社団法人資源・素材学会代議員選挙規程に定める選挙により選出する。

3 他支部より転入した代議員は、転入先支部で代議員となる。その場合の代議員任期は、転入元支部における代議員の残任期間とする。

（代議員選挙候補者の選出）

第 7 条 各支部は支部に所属する正会員および賛助会員の中から、改選定数と同数の代議員選挙候補者、および 1 名または 2 名以上の代議員補欠候補者を常議員の議を経て選出し、選挙管理委員会に届け出る。

2 代議員補欠候補者が 2 名以上の場合、補欠候補者間の優先順位を定める。

（理事候補者の選出）

第 8 条 各支部は、各支部に所属する正会員のなかから 1 名の理事候補者、および 1 名または 2 名以上の補欠の理事候補者を支部毎に定める方法により選出し、選挙管理委員会に届け出る。

2 補欠の理事候補者が 2 名以上の場合、補欠の理事候補者間の優先順位を定める。

（支部役職）

第 9 条 各支部に、1 名の支部長、1 名または 2 名以上の副支部長、および支部毎に定める人数の常議員をおく。また、幹事をおくことができる。

2 各支部は、役職の名簿を整備し、保管する。変更あるとき、すみやかに本会理事会に報告する。

(支部長および副支部長の選出)

第 10 条 各支部が選出した理事候補者が社員総会において理事に選任され、理事会において業務執行理事に選定されることをもって支部長とする。

2 各支部が選出した補欠の理事候補者が社員総会において補欠の理事に選任されることをもって副支部長とする。

(常議員の選出)

第 11 条 常議員は、支部に所属する正会員および賛助会員の中から、支部毎に定める方法により選出する。

2 支部に所属する代議員は常議員となる。

(幹事の選出)

第 12 条 幹事を置く支部における幹事は、支部所属正会員の中から、支部毎に定める方法により選出する。

(役職の職務)

第 13 条 支部長は、支部を代表して支部業務を統括、遂行する。

2 支部長は法人法第 91 条第 2 項の定めにより、職務の執行の状況を理事会に報告しなくてはならない。

3 副支部長は、支部長を補佐して業務を掌理し、支部長に事故があり一時的に職務の遂行が困難となったときは、予め定めた順序により、その職務を分担遂行する。

4 副支部長は、支部長が欠けたときは、理事会における業務執行理事への選定手続きを経て支部長に選任される。その場合の任期は、前任者の残任期間とする。

5 その他の支部役職の職務は、支部毎に定める。

(支部役職の任期)

第 14 条 支部長の任期は定款第 28 条に定める理事の任期と同一とする。

2 副支部長の任期は定款第 27 条第 5 項に定める、補欠の理事の選任に係る決議が効力を有する期間と同一とする。

3 その他の支部役職の任期は支部毎に定める。

4 常議員、および幹事を置く支部の幹事が他支部へ転出した場合、その任を解かれる。

5 支部長または副支部長以外の支部役職に欠員が生じたときは、支部ごとに定める方法により補充することができる。その場合の任期は、前任者の残任期間とする。

6 支部役職は、その任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(支部役職の解任)

第 15 条 支部役職は支部総会の決議によって解任することが出来る。

- 2 支部長が社員総会の決議によって理事を解任された場合、支部長の任を解く。
- 3 支部長が理事会の決議によって業務執行理事を解職された場合、支部長の任を解く。
- 4 常議員の解任は、定款第 15 条の定めるところによる。

(支部総会)

第 16 条 支部総会は、支部に所属するすべての正会員、賛助会員をもって構成する。

- 2 支部総会の運営については、支部毎に定める。但し、定款及びその他の法令により、理事会又は社員総会で決議すべき事項についてはこの限りでない。

(常議員会)

第 17 条 常議員会は、すべての常議員をもって構成する。

- 2 常議員会の運営については、支部毎に定める。

(幹事会)

第 18 条 幹事を置く支部における幹事会は、支部長、副支部長、幹事をもって構成する。

- 2 幹事会の運営については、支部毎に定める。

(委員会)

第 19 条 支部に、事業の円滑な遂行を図るため委員会をおくことができる。

- 2 支部におく委員会の運営については、支部毎に定める。

(支部経理)

第 20 条 各支部の経費は、本会の計上した支部経費、その他の収入で支弁する。

- 2 各支部の経理は本会の経理規程で定めるところによる。

(事業年度)

第 21 条 支部の事業年度は、毎年 3 月 1 日に始まり、翌年 2 月末日に終わる。

(事業計画、収支予算)

第 22 条 支部の事業計画および、収支予算は、毎事業年度の開始の前日までに、会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 理事会承認後すみやかに、常議員会に報告しなくてはならない。

(事業報告、収支決算)

第 23 条 支部の事業報告および、収支決算は、毎事業年度終了後すみやかに、常議員会の議決を得て会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(規程の変更)

第 24 条 この規程の変更は、理事会の議決を得て行うものとする。

付則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立登記の日（以下「設立登記の日」という。）から施行する。